

海上コンテナ安全対策(CSI)の現状について

関税局調査課

1. 海上コンテナ安全対策(CSI)の概要

2001年9月11日の米国における同時多発テロの発生を受けて、2002年1月、米国関税庁(当時:組織再編により現在は国土安全保障省税関国境保護局)のボナー長官が、米国向け海上コンテナに大量破壊兵器等を隠匿し米国内で爆発させる等のテロを未然に防止するため、米国向けにコンテナを船積みする外国の港に米国税関職員を派遣し、外国税関と協力してテロに利用される危険性の高いコンテナの選定等を行う海上コンテナ安全対策(コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ:略称CSI)を提案した。

米国は、CSIを、米国向け海上コンテナの約7割を占める、米国向け積出し上位20港を対象にまず実施することとしており、これまでのところ、20港のうち19港(13ヶ国・地域)がCSIへの参加を表明し、そのうち13港でCSIの試験的实施が開始されている(本年5月末現在)。

さらに、米国は、上記20港以外にもCSIの対象港を拡げてきている。これまでカナダ、スウェーデン、マレーシア、スリランカ、南アフリカが参加を表明しており、モントリオール、ハリファックス、バンクーバー(以上カナダ)、

エーテボリ(スウェーデン)、クラン(マレーシア)、ダーバン(南アフリカ)の6港で既にCSIが試行されている。

2. 日米間におけるCSIの

試験的实施について

CSIは、国際的なテロ対策の一環をなし、我が国としても前向きに取り組むべきものであることから、2002年9月26日、CSIの試験的实施に日米税関当局間で合意した。具体的には、我が国においては上記米国向け上位20港に含まれる東京港、名古屋港、神戸港及び横浜港に米国税関職員が派遣され、また、相互主義に基づき、我が国税関当局が指定する米国の港においても我が国税関職員を派遣することとなった。

その後両国税関当局間で具体的な実施方法等の協議・検討が進められた結果、まず、昨年3月24日から横浜港において、同4月7日からロサンゼルス・ロングビーチ港において、CSIの試行が開始された。その際、東京港、名古屋港、神戸港については段階的にCSI試行を開始していくこととされていたが、今般、東京港での試行開始準備が整ったことから、本年5月21日から、同港でも試行が開始された。

我が国（横浜港及び東京港）においては、

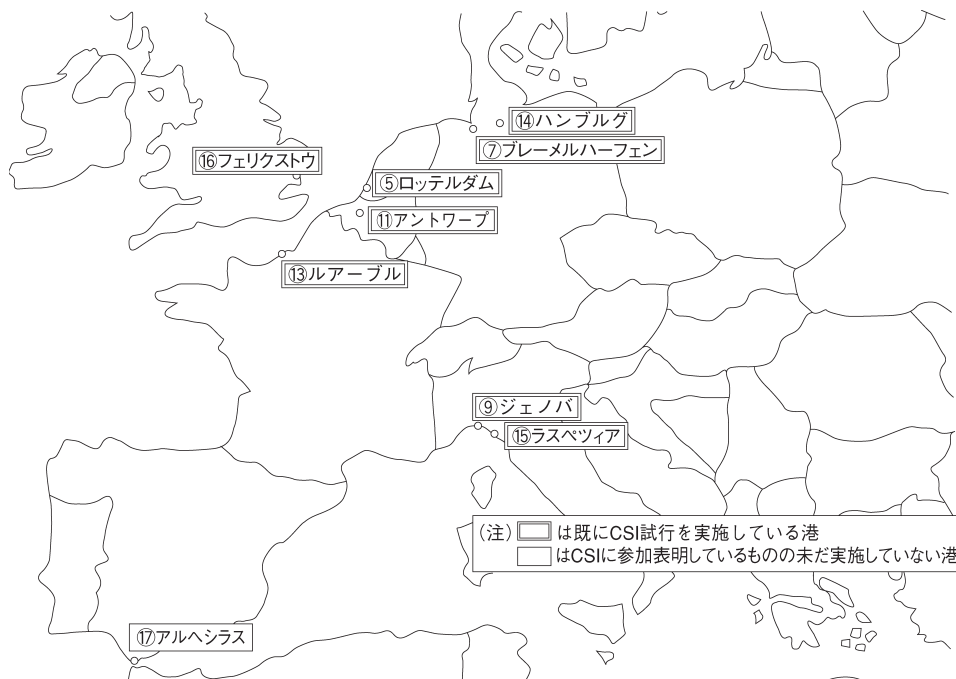
- ① 我が国税関の CSI 担当職員が、各実施港に派遣されている米国税関職員の協力のもと、輸出申告情報等に基づき、テロに利用される危険性がある貨物を選定
- ② 我が国税関職員が、大型 X 線検査装置等を活用して、選定された貨物の検査を実施（米国税関職員は検査に立会わない）
- ③ 大量破壊兵器等である危険性が高い貨物が特定された場合は、警察等関係機関と協議の上、適切な処理方法を検討・実施することによって試行を実施している。

また、ロサンゼルス・ロングビーチ港におい

ては、

- ① 同港に派遣された我が国税関職員が、米国ロサンゼルス・ロングビーチ港地区税関から、同港で船積みされ我が国に向けて輸送される貨物情報の提供を受け、テロに利用される危険性がある貨物等を対象としてハイリスク貨物を選定
- ② 選定した貨物について、米国税関に検査を依頼
- ③ ハイリスク貨物の選定が当該貨物を積載した船舶の出港後になってしまった場合等、検査が実施されなかった場合は、我が国において貨物到着地を所管する税関に通報し、当該通報内容を我が国における輸入審査に活用することとしている。

米国向け船積み上位20港*（欧州） *（2001年2月～2002年1月：CSI 提案時）



横浜港及びロサンゼルス・ロングビーチ港の CSI 試行については、約1年が経過したが、これまでのところ、いずれにおいても、大量破壊兵器等テロにつながる貨物は発見されていない。しかし、CSI の試行により日米税関当局の協力体制が強化され、テロの潜在的脅威に対して牽

制効果があったものと考えられる。また、CSI 試行により、米国税関との協力を通じて得られるリスク貨物情報、リスク管理手法等が、我が国税関の貨物審査、検査体制の向上にも貢献している。

米国向け船積み上位20港*（アジア）*（2001年2月～2002年1月：CSI 提案時）

